

## 令和2年度兵庫県森林審議会開発審査部会議事録(要旨)

日 時：令和2年10月6日(火)

13:30～17:00

場 所：兵庫県土地改良会館6階会議室

出席者 別紙のとおり

事務局：ただいまから森林審議会開発審査部会を開催します。  
はじめに、森林参事が、ご挨拶申し上げます。

森林参事：(あいさつ)

事務局：(委員の紹介)

本日の開発審査部会は、会長を除いた委員定数7名のうち7名のご出席をいただいておりますので、森林審議会運営規程第4条第5項の規定に基づき、部会が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

森林審議会運営規程第4条第3項により、部会長に議長をお願いいたします。

議長：(あいさつ)

議長：本審議会は、情報公開条例第6条各号の「非公開情報」に該当する内容については「非公開」とする「部分公開」により審議します。  
本日は、傍聴人や写真撮影等許可願いはないと報告を受けております。  
それでは、事務局から諮問と付議書の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(諮問及び付議書を報告)

議長：審議に先立ちまして、委員の皆様にご了解頂きたい件があります。事務局が、本日の審議内容について、委員氏名を伏せた非開示情報を除く発言要旨等を、部会長である私の確認を受けたうえで、県のホームページに掲載したいとのことですが、よろしいですか。

委員：異議なし

議長：それでは、諮問の付議を受けましたので、はじめに神戸市北区道場町生野ほかの普通林の開発行為について、事務局から説明願います。

事務局：「普通林の開発行為について(神戸市北区道場町生野字ロクゴ325番ほかにおける太陽光発電施設の設置((仮称)神戸道場太陽光発電所新築工事)」の概要説明

議 長：事務局の説明に対して、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委 員：種子吹付の3種について、特定外来種を除くとなっていますが、どのような3種を使われるのか教えていただきたい。また、元々松林の所をアカマツ林に復旧する計画ですが、松枯れでアカマツ林が衰退した所にアカマツを植栽すると松枯れする可能性はないのですか。  
また、アカマツ林がどのような林に遷移していくのか、現状どのような林になっているのか教えてください。

事 務 局：緑化種子については、現時点ではクローバーを主体とした草本類の3種混合の計画で、具体的にはこれから決めていく予定ですが「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」のブラックリスト以外の種子を使用することとしています。なお、災害防止の観点から、選定種は早期緑化種となりますが、周辺の植生に極力影響を及ぼさないような在来種の種子を選定するよう指導していきたいと考えています。  
また、計画地は元々アカマツ林で、松枯れによりコナラ林に遷移しつつあるため、マツが枯れてもコナラ林に遷移していくと思われま。

委 員：自然に遷移するとソヨゴ林やコナラ林になっていくと思います。今の森の状態によっては、アカマツに復旧する事が二度手間になる可能性があることはご存じですか。オオバヤシャブシやハンノキあたりの最初に入ってくる植物等を検討されもいいのではないですか。アカマツが生えると、そこに松くい虫の防除の話も入ってくるので、自然に任せても大丈夫な樹種を検討されてもいいかと思ひます。

事 務 局：マツは林内に光が入るため、マツが枯れたとしても緩やかに広葉樹に遷移していくと思われま。広葉樹への誘導も考えると、マツの植栽でも問題ないと考えています。

委 員：神戸市の環境影響評価について、眺望は可能な限り低減できるものと評価されていますが、フォトモンタージュ等の資料の確認できる場所と、評価の方式を教えてください。  
また、水害に関して、10年や30年確率で検討されていますが、近年のゲリラ豪雨等のように今までに無いすごい豪雨がくることを検討されているのですか。

事 務 局：この開発の環境アセスメント調査は、神戸市のホームページで確認いただけます。環境アセスの内容については、所管が異なるためお答えできませんが、森林法の見地からは、事業区域の周囲に森林帯を30m程度配置していますので、眺望や景観については十分配慮されていると判断しています。  
また、降雨については、10年確率で126mm/h、30年確率で152mm/hで計画しており、さらに1.2倍の安全率を見込んでいます。この雨量に関しては、県では平成28年度に雨量強度の改正をしており、現状に近い雨量強度の値を採用しています。

- 議 長：残置森林は、尾根の形状に合わせて残置森林を残置すると説明がありましたが、地形的な流域界とは違った所に残置森林が置かれている気がしますが、特に問題ないと理解してよろしいですか。
- 事 務 局：計画地は起伏が少ないため、尾根を残す必要がないことから開発区域の周囲に残置森林等を配置しており、基準を満たす計画となっています。
- 議 長：ため池が何箇所もあるため、それによって洪水緩和機能が発揮されると思いますが、土地の改変で流出係数1.0の太陽光パネルができるので、例えば本川のピーク強度と当該地からのピーク強度が重なったりする等は考えられているのですか。
- 事 務 局：開発区域からの雨水については、洪水調整池を介して下流の流下能力に調整したうえで放流するため、開発前より開発後の方がピーク流量が緩和されます。
- 議 長：30年確率なのでかなり安全側で、大きな洪水でもピーク流量は低減されると考えているということですか。
- 事 務 局：洪水調整計画にあたっては、下流の排水断面の小さいネック点を調査し、安全に流れるように洪水調整池を計画していますので、計画降水量内では水害等の問題はないと考えています。
- 委 員：洪水調整池とため池はどこが違うのですか。周辺にあるため池は雨が降ったら貯まりますが、池の堤より水が貯まったらオーバーフローするのでそのような場合は人力で水を放流しますが、調整池は放っておいてもそれが出来るということですか。絶対に溢れない容量があるのですか。
- 事 務 局：洪水調整池は自然放流式で、30年確率の152mm/h以上降ってしまうとオーバーフローしてしまいます。調整容量を超えるような雨が降ることがあれば、余水吐から排水します。
- 委 員：調整池のメンテナンスの指導、監督は行政側が行われるのですか。
- 事 務 局：総合治水条例に基づき、管理者である申請者が維持、管理していきます。また、森林法所管部局としては、開発地のパトロールの際に、調整池を確認し、オリフィス等に枯れ木等が堆積していた時は、それを撤去する等の指導をしていきます。
- 委 員：防災体制等についての協定書の締結について、一つの自治会は締結済みとありますが、その他の自治会は協定書締結に向けての課題等がありましたら教えてください。
- 事 務 局：申請者は、工事着手までに各自治会と協定締結を予定しており、現在は協定内容の詳細な摺合せを行っているかと聞いています。

委員：大雨対策として行政に情報収集をして早めに排水、防災施設の点検や整備をして備えるとありますが、これは地元住民との協定、協議の中で出てきた意見として書かれたものなのですか。

事務局：この記載は、工事施工中の対応となります。

議長：これまでの説明では、宅造法に準じて構造物等の安全性を確保するという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

議長：その他、ご意見、ご質問もないようなので審議は終了します。森林審議会会長からご意見等ございましたらお願いします。

会長：行政の指導とフォローアップが大事と思われまますので、よろしくをお願いします。

議長：本件について、森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないものと考えられますので「やむを得ないものと認める。」と答申したいと思いますが、ご異議はございませんか。

委員：異議なし

議長：ご異議がないようですので、本件、神戸市北区道場町生野ほかの普通林における太陽光発電施設の設置については「やむを得ないものと認める。」と採択します。

議長：それでは、2件目の三田市上本庄ほかの普通林の開発行為について、事務局から説明願います。

事務局：「普通林の開発行為について(三田市上本庄字八舛ヶ岡 1203 番 1 ほかにおける太陽光発電施設の設置(パシフィコ・エナジー三田メガソーラー発電所)」の概要説明

議長：事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長：ゴルフ場が造成されたのはいつ頃ですか。既存の洪水調整池等の利用が計画されています。したがって、施設を新設するわけではないので、既設施設の維持管理等で共用に耐えうるか点検が必要と思ったのですが。

事務局：ゴルフ場の開発につきましては、平成3年7月22日に林地開発許可をして、工事着手が平成3年7月29日で、平成7年12月12日に工事が完了、林地開発完了確認は平成7年12月18日となっています。

議長：ゴルフ場造成から20年以上経過し、洪水調整池の改修を行う計画ですが、洪水吐等を改修するのですか。

事務局：太陽光発電施設では流出係数が増加するため、洪水調整池の改修が必要になります。

議長：改修時に施設が健全な状態に保たれているかをしっかりと確認していただきたいと思います。

事務局：はい。

委員：現在の森林状態、或いはゴルフ場であれば、雨が降ってもある程度土壌にしみこんで時間をかけて武庫川へ流れますが、太陽光パネルのように武庫川の上流に幾つかの施設が建って、それが重なった時に下流の河川は耐えるのですか。

事務局：洪水調整池で排水量を一定の量しか放流しないので、武庫川に負担がかかるようなことはありません。

委員：個々の開発ではきちんと計画されていると思うのですが、県として武庫川の能力を超えるという指標はあるのですか。

事務局：開発しても、河川へ影響が及ばないような洪水調整計画を策定しています。

議長：林地開発に係るような大雨の流出はある程度きっちりと推定されていますが、全体的な流域管理の視点から、林地開発が武庫川の下流域に及ぼす影響まで配慮されているかというご指摘とありますが、いかがでしょうか。その辺は河川部が管理するのですか。

事務局：県土整備部総合治水課において、流域毎に河川整備計画を立てています。定期的に整備計画を見直す中で、流量等も計測し継続して雨量等の見直しを行っています。また、流出係数も土地利用の形態が流域で変わってくると、排出される水量も変わるので、随時見直しをして河川計画を立てていますので、そのような情報等も把握していきたいと思います。

議長：河川部局の計画等と摺合せて対応いただきたいと思います。

委員：ゴルフ場なのでクラブハウス等解体すると思いますが、廃棄物はどのようにするのですか。

事務局：廃棄物に関しては、適正に産業廃棄物処理施設に運搬する予定になっています。

議長：皿池が沈砂池の役割も担うと説明がありましたが、一方で利水のための灌漑用水としても利用されており、相反する役割を担うことになると思いますが、その辺は大丈夫なのですか。

事務局：申請者は利水に影響が及ばないように適正に浚渫等の維持管理を行う計画をしています。さらに、申請者は皿池の管理者と、ため池の維持管理

及び利水機能の維持に関する協定書も締結しており、申請者が責任をもって維持管理することとしています。

委員：皿池にビオトープを設置する計画となっていますが、ビオトープや移植した植物の定着状態の把握等は誰が管理されるのでしょうか。

事務局：この開発は、環境アセスメント調査の対象となっていないので、今後は申請者が自主的にビオトープの維持管理や、植物の移植の活着等を確認することとなります。

議長：その他、ご意見、ご質問もないようなので審議は終了します。森林審議会会長からご意見等ございましたらお願いします。

会長：アベマキの植栽を計画していますが、遺伝や生物の多様性の観点からは苗木は周辺のを植えていただきたいと思いますので、ご指導をお願いします。また、先程も申し上げましたが、フォローアップとご指導についても行政の方でしっかりとお願いしたいと思います。

事務局：はい。

議長：それでは、本件について、森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないものと考えられますので「やむを得ないものと認める。」と答申したいと思います。ご異議はございませんか。

委員：異議なし

議長：ご異議がないようですので、本件、三田市上本庄ほかの普通林における太陽光発電施設の設置については「やむを得ないものと認める。」と採択します。  
それでは、本日ご審議いただきました普通林の開発行為についての2件は「やむを得ないものと認める。」と決議しました。  
なお、運営規程第6条第1項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得る。」必要があります。金澤会長、兵庫県知事にただいまの決議内容で答申してよろしいでしょうか。

会長：同意します。

議長：それでは、会長から同意をいただきましたので、兵庫県知事に答申を行います。なお、答申は文書により行いますが、文案等につきましては、部会長に一任いただければと思います。  
これで、本日の審議はすべて終了しました。

事務局：それでは、森林審議会開発審査部会を閉会します。  
閉会にあたり、森林保全室長からご挨拶申し上げます。

室長：(あいさつ)